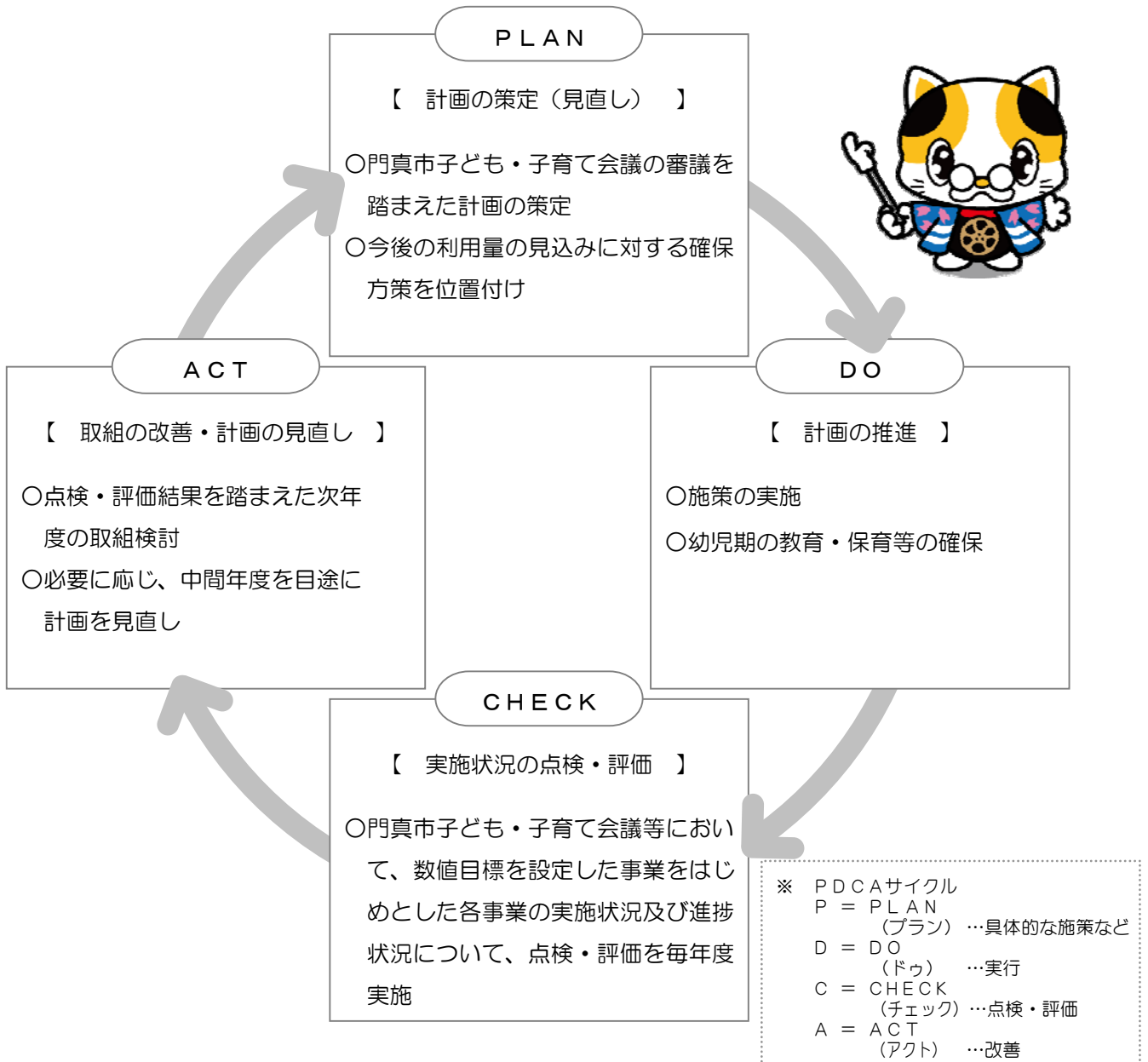

第6章 計画の推進

1 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「門真市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、5章の「量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。また、計画で見込んである各事業の量の見込みや確保方策が実状とかけ離れた場合には、中間年度である平成29年度を目途に計画の見直しを検討します。



2 国・府等との連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や府、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行った上で、計画を推進します。

また、子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策として、児童虐待防止・障がい児施策・ひとり親家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な取組については、府や関係機関等と連携しながら推進します。さらに仕事と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策については、産業界や事業者等との連携を深め雇用環境の整備に向けた取組を進めます。



